

短期大学機関別認証評価実施大綱（案）に対する意見対応表

○は、短期大学機関別認証評価実施大綱（案）に対する各関係団体等からの意見
●は、大学機関別認証評価実施大綱（案）に対する各関係団体等からの意見

	実施大綱（案）に対する各団体等からの意見	対 応（案）	実施大綱（案）の変更箇所
V 評価 の 実 施 方 法		字句の修正を行った。	<p>（2） 評価方法 評価は、各評価部会が、書面調査及び訪問調査により実施します。書面調査は、別に定める「評価実施手引書」に基づき、各短期大学が作成する自己評価書（短期大学の自己評価で根拠として提出された資料・データを含む。）、及び機構が独自に調査・収集する資料・データ等の分析を行います。訪問調査は、別に定める「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施します。 これらの調査、分析結果を基に、各評価部会が評価結果（原案）を作成します。評価結果（原案）は、評価委員会において審議し、評価結果（案）として取りまとめられます。</p> <p>（3） 意見の申立てと評価結果の確定 評価結果は、短期大学における教育研究活動等の改善に役立てられるとともに、広く社会に公表されるものであることから、評価プロセスにおいて透明性を確保するだけでなく、その正確性を確保する必要があります。 このため、評価結果を確定する前に、評価結果（案）を対象短期大学に通知し、その内容等に対する意見の申立ての機会を設け、申立てがあった場合には、再度審議を行います。 基準を満たしていないとの判断に対する意見の申立てがあった場合には、評価委員会の下に審査会を設け、審議を行います。 これらの意見の申立てに対する審議を経て、評価委員会において最終的な評価結果を確定します。</p>

	実施大綱（案）に対する各団体等からの意見	対 応（案）	実施大綱（案）の変更箇所
V 評価のスケジュール		<p>字句の修正を行った。</p> <p>自己評価書の公表の方法については、スケジュールとは関連がなく、また、「VII 評価結果の公表」で示してあることから削除した。</p>	<p>評価実施の前年度 6月～7月</p> <p>①機構による評価に関する説明会等の実施</p> <p>9月末</p> <p>②評価の申請及び受付</p> <p>11月～12月</p> <p>③短期大学の自己評価担当者等に対する研修の実施</p> <p>評価実施年度 6月末</p> <p>④自己評価書の提出</p> <p>7月～1月</p> <p>⑤機構における評価の実施</p> <p>1月末</p> <p>⑥評価結果（案）の通知</p> <p>2月</p> <p>⑦意見の申立ての手続き</p> <p>3月</p> <p>⑧評価結果の確定及び公表</p> <p>評価担当者に対する研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機関別認証評価の仕組み、方法などを説明します。 ○ 短期大学から評価の申請を受付けます。 ○ 短期大学の自己評価担当者等に対して、自己評価書の記載などについて説明を行うなどの研修を実施します。 ○ 短期大学は、機構の示す要項に基づき自己評価を行い、機構に自己評価書を提出します。 ○ 機構では、十分な研修を受けた評価担当者により構成される評価部会において、短期大学から提出された自己評価書の書面調査及び訪問調査を通じて評価を実施し、評価結果（原案）を作成します。 ○ 評価結果（原案）は、短期大学機関別認証評価委員会において審議し、評価結果（案）として取りまとめられます。 ○ 機構は、評価結果を確定する前に対象短期大学に通知します。 ○ 対象短期大学は、機構から通知された評価結果（案）に対して意見がある場合、申立てを行います。 ○ 機構は、評価結果（案）に対する意見の申立てがあった場合には、短期大学機関別認証評価委員会において再度審議を行った上で、最終的な評価結果を確定します。 ○ 確定した評価結果は、評価報告書としてまとめた上、対象短期大学及びその設置者へ提供するとともに、広く社会に公表します。 ○ 評価結果の公表の際には、短期大学から提出された自己評価書（本文のみ）を機構のウェブサイトに掲載します。

	実施大綱（案）に対する各団体等からの意見	対 応（案）	実施大綱（案）の変更箇所
VII 評価結果の公表	<p>○公立大学の場合、法人化された公立大学の「設置者」とは、「公立大学法人」そのものになってしまうので、設立している当該地方公共団体にも評価報告書を提供して欲しい。 (全国公立短期大学協会)</p>	<p>対応案：原案どおりとする。</p> <p>理 由：国公立短期大学とも、対象短期大学及び設置者に提供することとしている。 以上のことから、原案どおりとする。</p>	
	<p>○●特に強い意見はありません。ただ、少し気に掛かることは、大学、短大、高専すべてに対して評価結果公表の際に各機関が提出した「自己評価書」を掲載するという改正に関してです。「透明性の高い開かれた評価を行なう」ということに目が向けられた結果と思いますが、別添で提出された根拠資料・データは省くということですから、自己評価書記述の根拠で第三者に分りにくい箇所が出ることはさげられません。自己評価書を公開するのであれば、別添で提出された根拠資料・データの中で特に評価結果に影響のあった箇所の資料・データは抜き出してでも一緒に公開するのが良いのではないのでしょうか。 (機構運営委員会委員)</p> <p>●大学からの評価案への意見及び機構の対応については、「自己評価実施要項」の中の評価報告書イメージで評価報告書の一部として公表されることが間接的に示されているが、認証評価における評価プロセスの透明性を確保するため、「大学機関別認証評価実施大綱」において公表する旨明記願いたい。 (国立大学)</p> <p>●HPによる公開は文書などによる公開と比較し、不特定多数への公開のイメージが強くなり、情報管理が難しくなると考えられる。 したがって、何らかのアクセスの制限を設けるなどの措置が取られるのか。あるいは、HPへの公開を避ける項目等の希望を大学側から出すことが可能なのか。(国立大学)</p>	<p>対応案：原案どおりとする。</p> <p>理 由：自己評価書の公表の際には、自己評価で根拠として別添で提出された資料・データについては、資料・データ名の一覧を、併せて公表することとしております。 以上のことから、原案どおりとする。</p> <p>対応案：原案どおりとする。</p> <p>理 由：意見の申立て及びその対応については、評価結果（案）に対する意見がある場合にのみ、評価報告書に掲載することとしており、基本的な方針を定める実施大綱にその旨を記載することにより、全ての評価対象大学の評価報告書に掲載されるとの誤解を与えるおそれがあることから、原案どおりとする。</p> <p>対応案：原案どおりとする。</p> <p>理 由：提出された自己評価書に不開示情報等公表に相応しくない箇所があるかどうかについては、対象大学に事前にご確認をいただき、公表に相応しくない箇所がある場合については、個別に協議させていただくこととしているため、原案どおりとする。</p>	

VIII 情報公開		VII（3）で公表するものについても、協議の対象とすることが適切であるため、該当部分については削除することとする。	<p>(2) 機構に対し、評価に関する法人文書の開示請求があった場合は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(以下、「独立行政法人等情報公開法」という。)により、個人に関する情報で特定の個人を識別できるものや、法人等に関する情報で開示すると法人等の正当な利益を害する恐れがあるもの等の不開示情報を除き、原則として開示します。</p> <p>ただし、短期大学から提出され、機構が保有することとなった法人文書(VII(3)で公表するものを除く。)の公開に当たっては、独立行政法人等情報公開法に基づき当該短期大学と協議します。</p>
--------------	--	---	--